第２章　受援計画

１　計画の目的と位置付け

１－１　計画策定の目的

災害救助法が適用されるような大規模災害時には、膨大な災害対応業務が発生するとともに、継続すべき通常業務に対応しなければならないが、その一方で、庁舎の被害や職員の被災など、行政機能が大幅に低下する事態が十分想定される。

受援計画の策定目的は、支援を要する業務や受入れ体制などを事前に具体的に定めておくことによって、被災による市自らの行政機能だけでは対応できない事態に対し、他の自治体や関係機関、民間事業者、ＮＰＯ、ボランティアなど多方面からの支援を最大限に活かすことにより、効果的な災害応急対策の実施と迅速かつ効率的な被災者支援の実現を目指す。

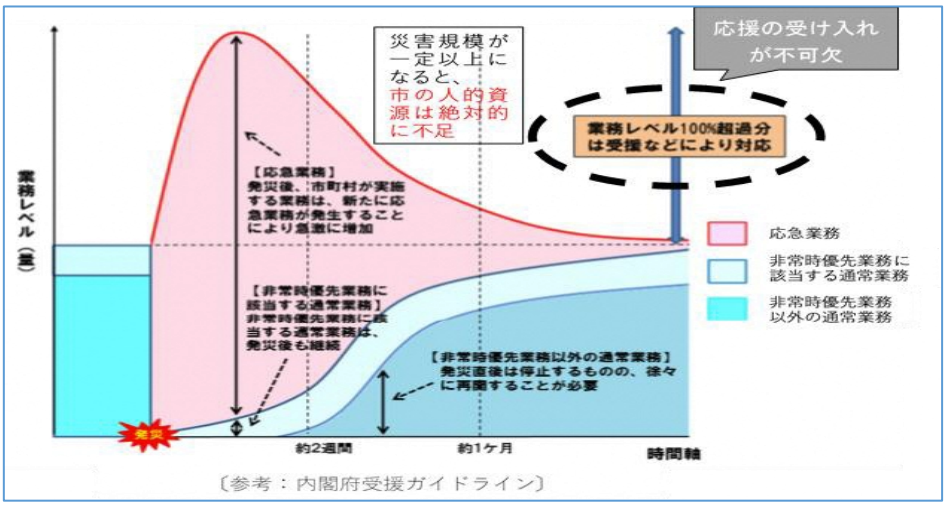

図１－１　発災後に市町村が実施する業務の推移

１－２　計画の効果

受援計画を策定することにより、予め非常時優先業務のうち応援要請業務の明確化並びに受援に必要な組織整備を行うことで、地域防災計画や災害対応マニュアルでは必ずしも明らかでなかった「行政も被災する危機事態」も考慮した非常時優先業務の執行に必要な資源の確保が図られることで、発災直後の混乱で行政が機能不全になることを可能な限り回避し、早期に多くの業務を実施できるようになる。また、自らも被災者である職員の睡眠や休息、帰宅等、健康管理・精神衛生面の配慮確保にも寄与する。

１－３　計画の対象

受援計画は、災害発生後から想定される応援・派遣の形態のうち、下記の点線枠内の「初動期」、「救援活動期」における応援・受援を対象範囲とする。

「受援」：災害時に他の地方公共団体や指定行政機関、民間企業、NPO やボランティアなどの各種団体から、人的・物的資源などの提供を受け効果的に活用すること
「応援」：災害時に災害対策基本法や災害時相互応援協定などに基づき、又は自主的に人的・物的資源等を支援・提供すること

被害規模が大きくなり、復興の取組に至るまでの対応が長期化すると、別の枠組みによる支援が必要となることから、受援計画の発動基準（「１－５　計画の発動・解除」）に基づき、原則として３カ月以降は受援計画の対象としないものとする。

受援計画の対象となる範囲

初動期・救援活動期（3日～1週間・1週間～3カ月）	災害対策基本法に基づく応援 災害応急対策を実施するために必要な業務を実施する。 応援期間は短期間であり、応援職員は身分の異動を伴わない。 なお、応援を求められた地方公共団体は正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。 【根拠】 第 67 条：他の市町村長等の間の応援 第 68 条：市町村長等と都道府県知事等の間の応援 第 74 条：都道府県知事等の間の応援	【想定業務】 避難所運営支援 支援物資集積所支援 住家被害認定調査 など
	相互応援協定等に基づく応援 地方公共団体間での災害時相互応援協定等に基づく派遣、応援期間は基本的に短期間であり、応援職員は身分の異動を伴わない。 【根拠】 災害時相互応援協定等	【想定業務】 協定に規定された業務 （第３章資料編「３　応援協定一覧」参照）
救援活動期（1週間～3カ月）	ボランティアによる応援 個人又は団体が災害応援を任意に行うものや、市がボランティアセンターに応援を要請するものがある。 ボランティアは市職員の身分を付与されない。	【想定業務】 避難所運営支援 集積物資配付 など

復旧・復興期	地方自治法に基づく派遣 地方公共団体の長が、当該地方公共団体の事務処理のため特別の必要があると認めるときに、他の普通公共団体の長に対し派遣を求めることができるもの。 派遣期間は原則として長期にわたり、派遣職員の身分の異動を伴う（派遣先の身分と併任）。 【根拠】 第 252 条の 17 第１項：職員の派遣	【想定業務】 災害査定等の社会基盤施設復旧業務（道路等の災害復旧） など

１－４　計画の対象とする支援の範囲

受援計画では、災害発生時に行われる外部からの人的、物的支援を対象とし、その範囲は以下のとおり想定する。

⑴　本市に人的支援を行う団体等（以下「応援団体等」という。）

①　国・地方公共団体
②　消防機関
③　自衛隊
④　医療機関
⑤　災害時応援協定締結団体
⑥　ボランティア
⑦　その他の団体

⑵　本市に行われる物的支援（物資供給）の種類

①　物資の調達に係る受援

ア　国・長崎県からの物資の受入れ

イ　災害時応援協定に基づく物資の調達

ウ　救援物資の受入れ

②　物資の物流に係る受援

ア　集積場所の運営

イ　輸送業務

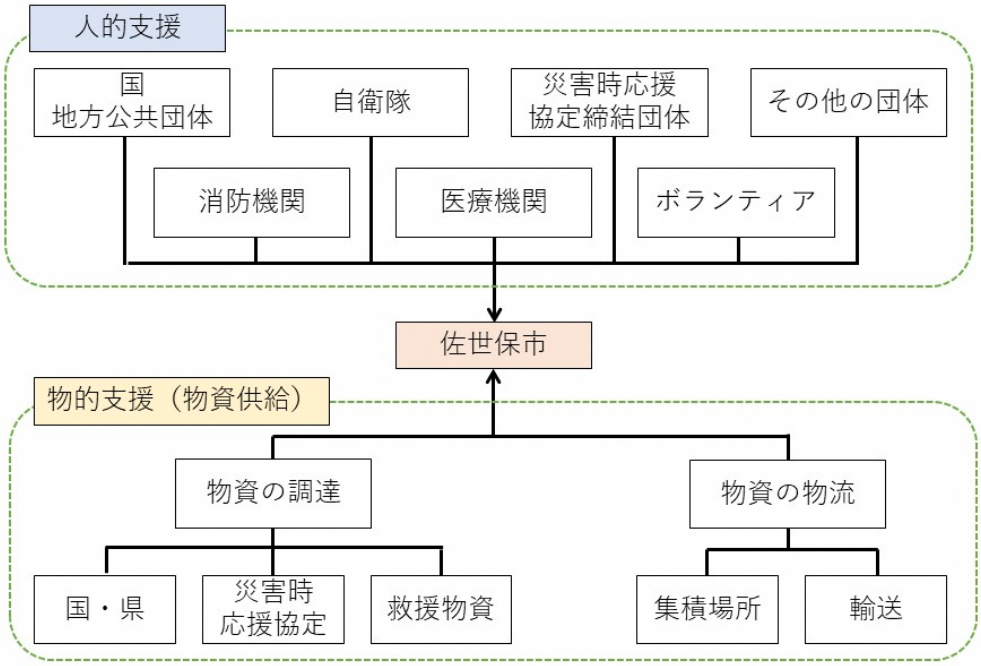

図１－２　受援計画対象の支援範囲

⑶　応援の種類

①　地方公共団体による支援

同一都道府県内、友好都市間、地域ブロック内、全国知事会等において事前に締結している災害時相互応援協定等に基づく支援のほか、応急給水、被災水道施設や被災下水道施設の応急復旧に係る支援、保健所等による健康危機管理に関する支援（DHEAT：災害時健康危機管理支援チーム）等、あらかじめ定められたルール等に基づく支援がある。

②　国等による支援

国の職員等により、各省庁の所掌事務に応じたリエゾン派遣のほか、緊急消防援助隊や災害派遣医療チーム、TEC-FORCE、D.Waste-Net など、関係省庁等によるあらかじめ定められたルール等に基づく支援がある。

③　応急対策職員派遣制度による支援

災害マネジメント総括支援員、災害マネジメント支援員等で構成される「総括支援チーム」による被災市区町村の長への助言、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握等を行

う災害マネジメント支援がある。

また、被災都道府県及び管内の市区町村からの応援職員だけでは対応が困難な場合において、被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として、１対１で割り当てる「対口支援方式」による応援職員の派遣がある。

④ **その他の団体等による支援**

民間企業等との間で事前に締結した応援協定に基づく支援もある。応援協定を締結していない場合でも、自主的な応援活動として民間企業、ＮＰＯ、ボランティア団体等の様々な団体から支援が行われる。

【国による主な支援】

関係省庁	支援チーム等	主な活動内容
自衛隊	災害派遣部隊	・行方不明者の捜索及び負傷者の救助 ・人員や物資の搬送 ・給水
消防庁	緊急消防援助隊	・大規模災害等発生時における消火・救急・救助活動
警察庁	警察災害派遣隊	・検視、死体見分及び身元確認の支援 ・緊急交通路の確保
文部科学省	被災文教施設応急危険度判定	・被災文教施設の応急危険度判定
厚生労働省	災害派遣医療チーム （ＤＭＡＴ）	・急性期（概ね４８時間以内）から医療活動を実施 ・病院の医療行為を支援 ・被災地外に搬送する広域医療搬送
厚生労働省	災害派遣精神医療チーム （ＤＰＡＴ）	・医療機関や避難所の被災状況の情報収集とアセスメント ・既存の精神医療システムの支援 ・被災地での精神保健活動への専門的支援 ・被災した医療機関への専門的支援
農林水産省	農林水産省・サポートアドバイスチーム （ＭＡＦＦ－ＳＡＴ）	・被災状況の迅速な把握 ・被災した農地・農業用施設、森林・林業施設、水産関連施設等の被害拡大防止や早期復旧の技術支援
国土交通省	緊急災害対策派遣隊 （ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）	・被災状況の迅速な把握 ・被害の発生及び拡大の防止 ・被災地の早期復旧その他災害応急対応に対する技術的な支援 ・気象解説による市町村や関係機関の防災対応を支援（気象庁防災対策支援チーム（JETT)）
国土交通省	全国被災建築物応急危険度判定協議会	・被災建築物の応急危険度判定
国土交通省	被災宅地危険度判定連絡協議会	・被災宅地の危険度判定 ・擁壁等の宅地の危険度判定
環境省	災害廃棄物処理支援ネットワーク （Ｄ．Ｗａｓｔｅ－Ｎｅｔ）	・一時仮置場の確保・管理運営、処理困難物対応等に関する現地支援 ・生活ごみやし尿、避難所ごみ、片付けごみの収集・運搬、処理に関する現地支援

１－５　計画の発動・解除

災害発生時に人的又は物的資源が不足する場合、受援計画を発動し、応援要請を行うなど受援体制を開始する。

⑴　発動要件

受援計画の発動要件は次のとおり設定する。

①　市域で震度６弱以上の地震が発生した場合

過去の事例では、震度６弱以上の場合に甚大な人的被害、建物被害等が発生しており、他の地方公共団体等から先遣隊が派遣されることが想定される。

九州市長会防災部会の「九州市長会における災害時相互支援プラン」では震度６弱でプラン適用となる。

②　その他、大規模な洪水や土砂災害などが発生し、本部長が必要と認めた場合

⑵　発動期間

発動期間は、「発災後３カ月」を基本とするが、必要に応じて、発災後３カ月以降の応援受入れも想定する。なお、応援の種類と発動期間は概ね以下のとおりとする。

応援の種類		時期（発災後）					
		3 時間程度	3 時間から 24 時間程度	24 時間から 72 時間程度	4 日から 2 週間程度	3 週間目から 1 カ月程度	1 カ月以降
人的支援	国 地方公共団体			←	―	―	→
	消防機関	←	―	―	―	→	
	自衛隊	←	―	―	―	→	
	医療機関	←	―	―	―	→	
	災害時応援 協定締結団体			←	―	―	→
	ボランティア				←	―	→
	その他の団体				←	―	→
物的支援 （物資供給）	物資の調達に係る受援			←	―	―	→
	物資の物流に係る受援			←	―	―	→

表１－１　応援の種類と想定される応援時期

⑶　解除要件

本部長は、災害対策本部の閉鎖をもって、受援計画を解除する。また発動期間（３カ月）又は非常時優先業務が収束した場合においても解除することができる。

２　受援体制の整備

２－１　本市の受援体制

⑴　基本的な考え方

受援計画発動時における応援要請や受入れ等の受援業務については、応援を受け入れる各部局等において主体的に実施することとし、庁内の情報収集、全体調整を担当する受援調整班を本部対策部内に設置する。

⑵　受援を担当する組織・担当者の設置

受援に係る窓口及び指揮命令系統を明確にし、応援を円滑に受け入れるため、本部対策部及び応援受入れ各課に、次のとおり、受援を担当する組織及び担当者を設置する。

①　本部対策部

本部対策部内に受援に関する全体調整を担当する「受援調整班」を設置することとし、その構成は以下のとおりとする。また、ボランティア（福祉活動）及び物資に関しては、市民生活対策部及び保健福祉対策部が受援調整班からの要請を受けて応援団体等と調整を行うものとする。ただし、交通の途絶、被災などにより、班長、副班長の参集が困難な場合には次席の職員がその役割を担う。

（受援調整班）	
班長	:総務対策部（職員班）班長(職員課長)、副班長(行政マネジメント課長)
副班長	:本部対策部（本部対策班）班長(防災危機管理局主幹) （災害対策本部との連絡調整）
受援担当	:総務対策部（職員班） （災害時の規模で判断するが、必要人数は最低２名とする）
ボランティア担当	:市民生活対策部（ボランティア班)、保健福祉対策部（ボランティア班） （必要人数は最低１名とする）
応援物資担当	:市民生活対策部（食糧及び物資配給班） （必要人数は最低１名とする）

表２－１　受援調整班の構成

②　応援受入れ各課

応援を受け入れる各課に、受援業務責任者及び受援担当者を置く。

ア　受援業務責任者

応援団体等から派遣される行政職員や民間企業従業員に対して、業務に関する指揮命令を行う。

イ　受援担当者

応援職員等の受入れに関して、必要な情報共有や活動環境の整備を行う。

⑶　受援体制の概要

受援体制の概要図は、次のとおりとする。

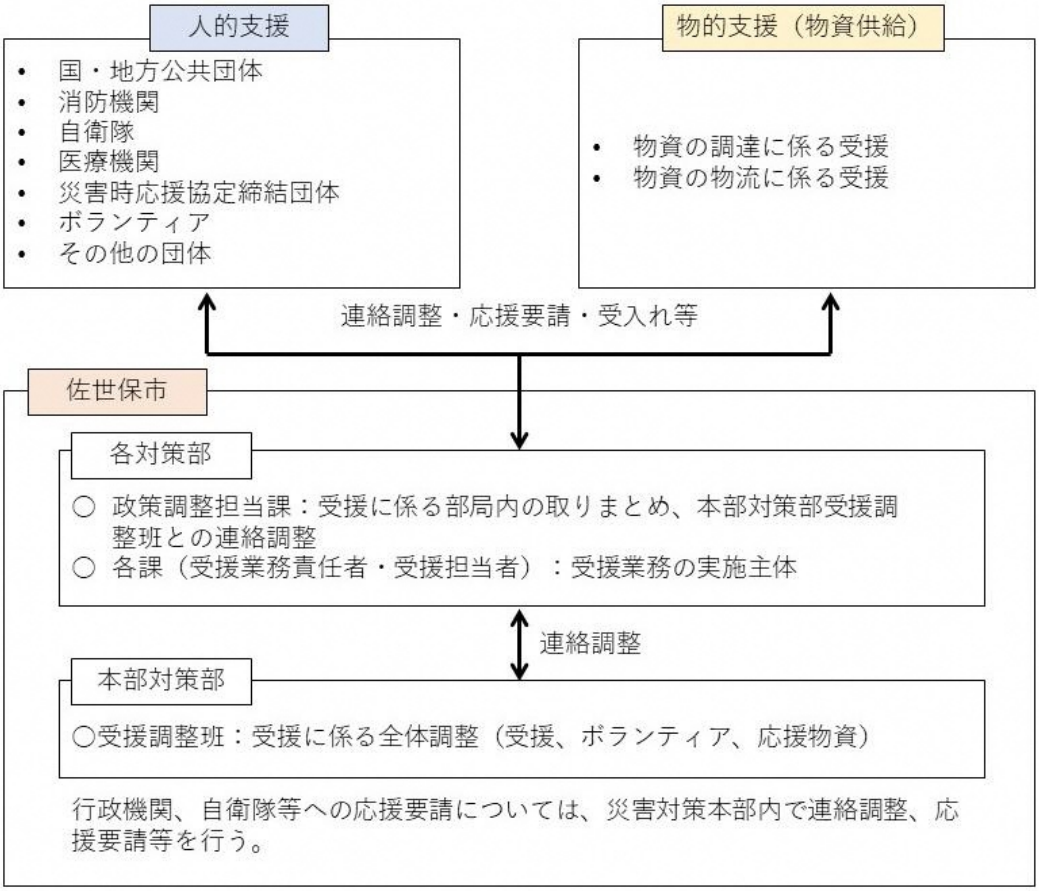

図２－１　受援体制の概要図

⑷　本部対策部の受援調整班の役割

受援調整班の基本的な役割については、以下のとおりとする。

①受援に関する状況収集、取りまとめ
②市民生活対策部及び保健福祉対策部との受援の連携に関する取りまとめ
③各対策部からの応援要請の受援業務シート等の取りまとめ及び応援団体への要請
④応援団体等からの応援状況に基づいた、各対策部への割り振り及び取次ぎ
⑤応援受入れに伴う業務間の調整
⑥市が求める応援に関する外部への情報提供及び情報発信
⑦定期的な調整会議の開催

⑸　各対策部の応援受入れ各課（受援担当）の役割

各対策部における受援担当の基本的な役割については、以下のとおりとする。

①応援職員等の受入れ
②受援調整班との連絡及び受援調整
③応援職員等への連絡及び調整等
④その他応援職員等へのサポート

２－２　人的支援の受入れ

⑴　受援担当

受援調整班における総務対策部（職員班）が、国や地方公共団体等からの人的支援（ボランティアを除く）について担当する。ただし、各部局において民間企業、民間団体との応援協定がある場合は、各部局が応援要請を行い、受援調整班にその報告を行うものとする。

⑵　受援の流れ

受援の流れに関する基本的事務フローは、以下のとおりとする。

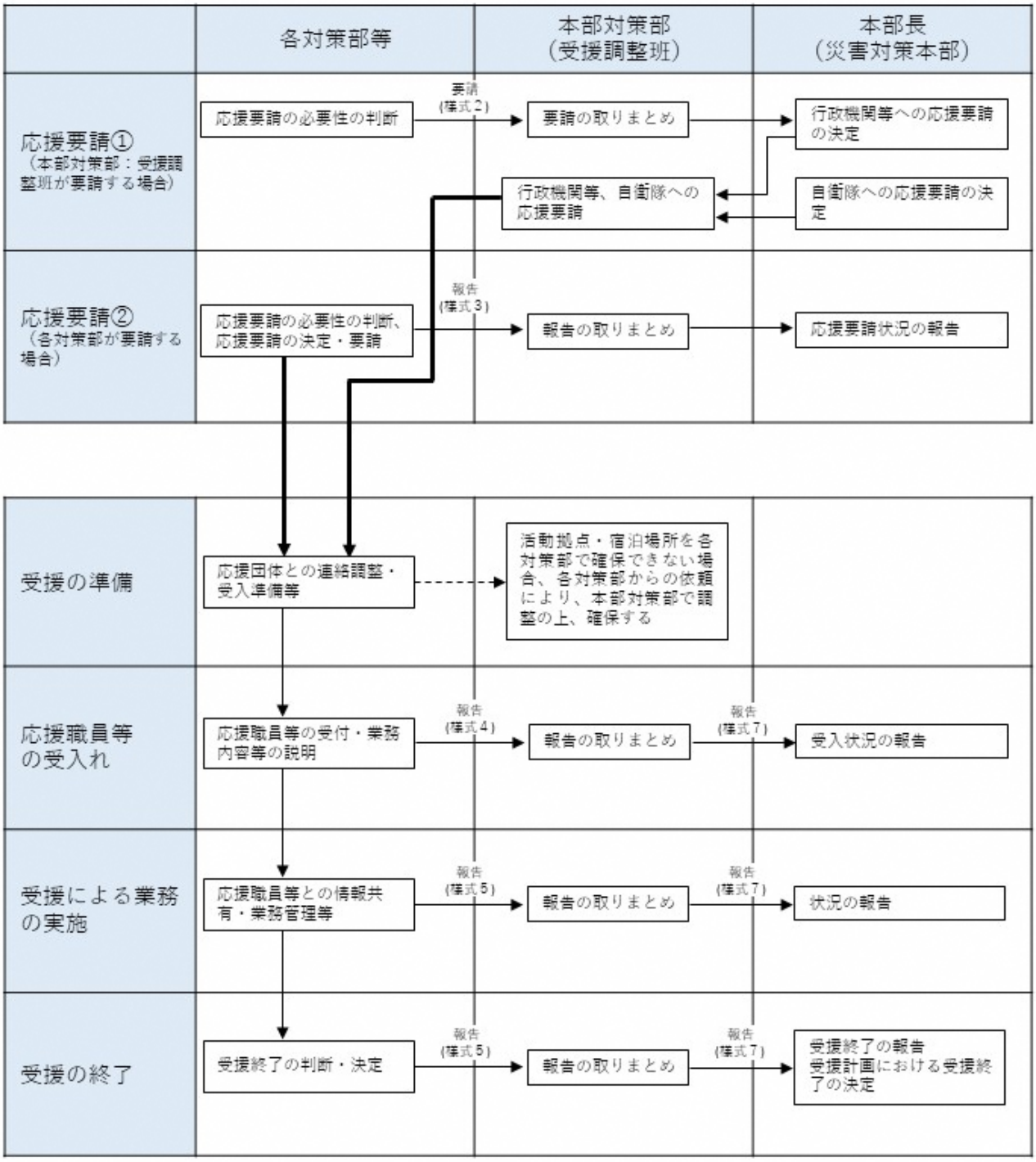

※　様式については、第３章　資料編「４　各種様式集」のとおり
※　行政機関等には、一般ボランティア及び受援調整班が応援要請する協定締結団体を含む
※　費用負担については、原則として応援要請課が支払いを行う

⑶ 応援側へ発信する情報

応援を要請する場合には、「受援シート（様式１）」及び「各対策部応援要請シート（様式２）」を活用し、下記に留意しながら積極的に情報を公開していくものとする。

①通行止めの状況、宿舎等の受入条件等、支援者の活動に有益な情報
②支援する際の留意事項
③資格・経験の必要性の有無
④応援要請期間（原則として１週間以上のサイクルを目途）
⑤応援要請人数又は不明な場合は要請規模

⑷ 費用負担

協定や要請に基づく応援の場合には、応援職員の旅費、救援物資の購入費、車両等の燃料費、資機材類の輸送費等については、概ね本市が負担することとなるが、その他については、それぞれの協定等で定められているとおりとする。

また、災害救助法が適用されると避難所の設置等一部の業務の費用については、長崎県が支弁する旨の周知を行うものとする。

なお、要請に基づかない自主的な応援（プッシュ型）の場合については、応援に要する費用負担を応援側に依頼することとする。

⑸ 応援の撤収要請（受援終了）

応援の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、各対策部は受援調整班と協議の上、その撤収を決定し、その旨を報告する。

報告を受けた受援調整班は、応援団体に撤収の要請について調整し、調整が終了したときには災害対策本部へ報告するものとする。また、応援団体側の事情による応援終了の判断については、その意向に従うものとする。

２－３　物的支援（物資供給）の受入れ

大規模災害時の支援物資の受入れについては、交通の遮断や燃料不足、被災状況や支援ニーズの把握が困難なことにより受援調整に時間を要する等、様々な問題が生じることが想定される。

また、本市では、発災から３日間に必要となる最低限の物資について、備蓄品の整備を行っているが、避難生活の長期化や物流の復旧に時間がかかる場合等、物資が不足することも想定される。

これらの想定される問題について、物資供給をスムーズに実施するため、支援物資の受入れ及び物流について、外部からの支援を受け入れる体制を整備する。

⑴ 受援担当

受援調整班における市民生活対策部（食糧及び物資配給班）が、農林水産対策部（農業畜産班）及び財務対策部（物資調達班）と連携し、物資支援の受入れ及び供給を担当する。

⑵ 物的支援（物資供給）の流れ

物的支援（物資供給）の流れに関する基本的事務フローは、以下のとおりとする。

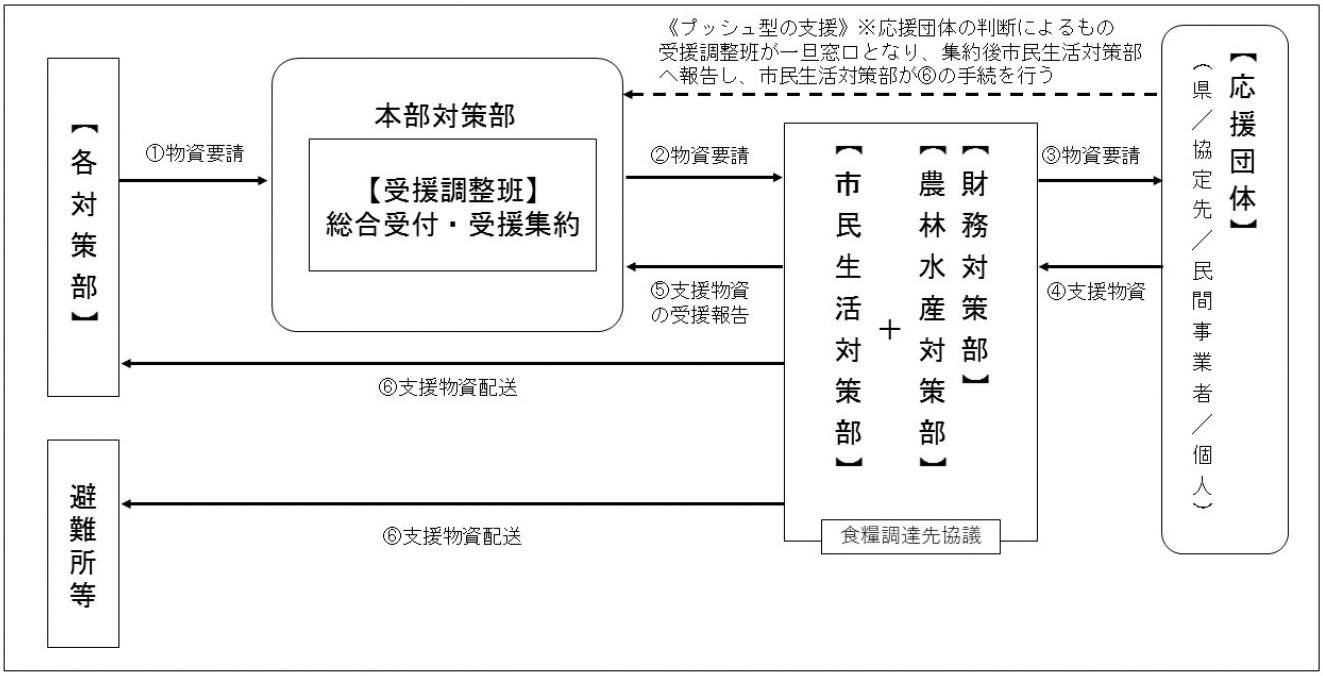

⑶　支援物資の応援要請・調達方法

①　応援要請

支援物資及び輸送に関する応援要請は、第３章　資料編「３　応援協定一覧」を参照して、応援団体等に対して行うものとする。

②　調達方法の想定

支援物資の調達方法としては、下記の手順を想定し、県や協定先等から提供を受けたものを備蓄倉庫や民間施設等、本市で選定する支援物資集積所に集積し、被災者等に配布するものとする。また、市民生活対策部内での要請、集積、輸送担当等の役割分担や調達方法についても、災害対応マニュアル等の中で定めておくものとする。

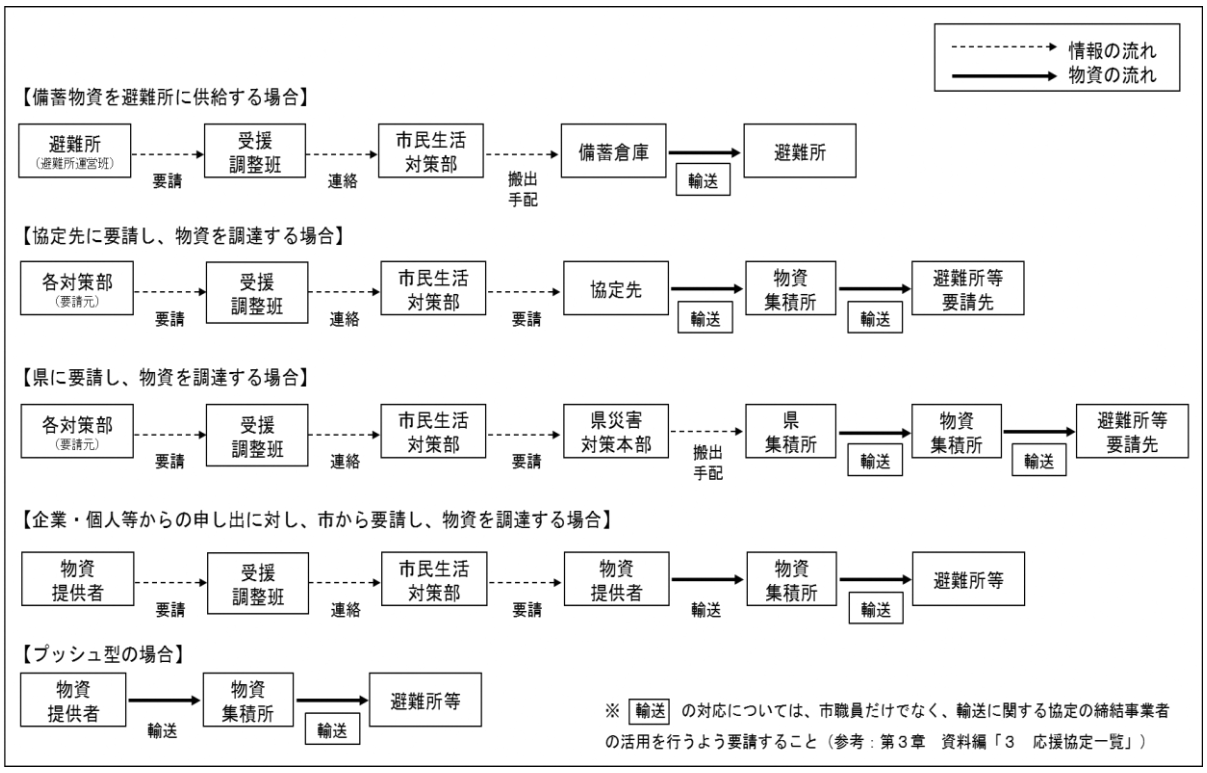

⑷ 支援物資集積所の設置

支援物資集積所の選定にあっては、長崎県災害時受援計画及び本市地域防災計画により、下記の候補地から施設の被災状況を踏まえ選定するものとする。

【支援物資集積所候補地】
・体育文化館　・東部スポーツ広場　・総合グラウンド　・旧ポリテクセンター体育館
・小佐々海洋センター体育館　・江迎地区文化会館インフィニタス　・鹿町体育館
・佐世保吉井活性化センター（ソレイユ吉井）　・世知原中学校武道館　・宇久行政センター
・道の駅「させぼっくす９９」

また、市内１６箇所に設置している備蓄倉庫についても、支援物資集積所としても使用することとし、それでも不足する場合には、その他の公共施設や、協定締結事業者、運送会社や倉庫会社等の民間施設についても協力を求めることとする。

⑸ 義援物資の取扱い

災害の状況によっては、義援品の募集を行うものとし、その募集に当たっては、報道機関に協力を求めるとともに、立て看板、ポスター等の掲示及び関係機関等を通じて一般市民に呼びかけを行い、選定した支援物資集積所に集約するものとする。

２－４　災害ボランティアの受入れ

大規模災害時の災害ボランティアの受入れについては、本市からの応援要請によるものだけでなく、受援調整班が関知しない被災地に訪れる個人や組織への対応も想定される。

これらの受入れについて、事前に対応方法を定めておくことにより、迅速かつ効果的な支援を受けることが可能となる。

このことから、佐世保市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターと連携し、円滑な活動を支援するため、必要な調整等に当たるものとする。

⑴ 受援担当

受援調整班における市民生活対策部（ボランティア班）又は保健福祉対策部（ボランティア班）が、ボランティアセンター（社会福祉協議会）への要請及び受入れを担当する。

⑵ 要請ニーズの把握及び報告

受援調整班は、各対策部からのボランティアの要請ニーズを取りまとめ、市民生活対策部又は保健福祉対策部に報告し、またボランティアの応援状況の情報を集約するものとする。

市民生活対策部又は保健福祉対策部は、ボランティアの募集に関してボランティアセンター（社会福祉協議会）と調整及び各対策部又は避難所等へ応援決定の報告等を行うものとし、その状況について受援調整班へ報告するものとする。

⑶ ボランティアセンター設置とボランティア受入方法

ボランティアの受入方法については、市民生活対策部又は保健福祉対策部の依頼により、佐世保市社会福祉協議会がボランティアセンターを設置し、ボランティアの登録、受入れ、派遣を行うこととする。なお、資格、専門性を有する人材の確保については、「２－２　人的支援の受入れ」によるものとする。

３　受援対象業務

３－１　受援対象業務選定の考え方

人的支援が必要となる業務を受援対象業務として整理する。

佐世保市業務継続計画で定めた非常時優先業務のうち、各部局の人員状況や他自治体の災害状況を勘案して、受援対象として考えられる１４４業務を受援対象業務として選定する。

３－２　受援対象業務の選定結果

各部局の受援対象業務数については、下表のとおりである。

部局名	受援対象業務数
各対策部共通	１
避難所運営班	２
本部対策部	８
地域未来対策部	１
総務対策部	４
財務対策部	４
市民生活対策部	１５
子ども対策部	３
環境対策部	９
保健福祉対策部	２５
経済対策部	３
農林水産対策部	２２
土木対策部	１１
都市整備対策部	４
港湾対策部	４
教育対策部	４
文化スポーツ対策部	４
給水対策部	８
消防対策部	１２
合計	１４４

３－３　受援対象業務の一覧

非常時優先業務の中で、各部局で想定した受援対象となる受援対象業務は、第３章　資料編「受援対象業務一覧表」に定める。

４　受援力向上に向けた取組

４－１　受援計画の修正・推進

受援計画は、PDCA（PLAN－DO－CHECK－ACTION）サイクルを活用して、災害時での有効性を確実なものにするため、各部局は新しい国の制度や知見等、環境変化に伴う必要な見直しを随時実施するものとする。また、研修、訓練等を通じて内容を周知し、理解を深めていくものとする。